

○筑波大学筑波会議協力委員会規則

〔令和2年1月23日〕
〔法人規則第1号〕

筑波大学筑波会議協力委員会規則

(設置)

第1条 筑波大学(以下「本学」という。)に、筑波会議委員会が主催する筑波会議の実施に関し、本学が協力する事項について審議するため、筑波会議協力委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学が担当するセッションに関する事。
- (2) 本学が行う財政的支援に関する事。
- (3) 本学が行う人的支援に関する事。
- (4) その他筑波会議の実施に関し、本学が協力する事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 筑波会議を担当する大学執行役員
- (2) 産学連携を担当する副学長
- (3) 筑波研究学園都市連携を担当する副学長
- (4) ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターを担当する大学執行役員
- (5) 国際戦略を担当する大学執行役員
- (6) 学術院長
- (7) 系長
- (8) 総務部長
- (9) 学長が指名する大学教員 若干人

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 第3条第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要と認める時は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第8条 この法人規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、令和2年1月23日から施行する。ただし、第3条第6号の規定は、令和2年4月1日から施行する。